

## 【請求書における押印等の見直しにかかるQ & A】

### 問1. すべての請求書について押印は廃止され、代表者職・氏名の記載も省略できるのか。

国および県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの及び契約や要綱等で請求書に請求者の記名・押印を求めているもの等を除きます。

また、債権者が個人・個人事業主の場合は、屋号（ある場合のみ）及び氏名の記載が必要です。法人格のない団体の場合は、団体名及び代表者職・氏名の記載が必要です。

### 問2. これまでどおり請求書に押印し、または代表者職・氏名を記載した場合はそのまま受け付けてもらえるのか。

受け付けしますので、そのまま提出していただいて構いません。

### 問3. 受領委任状の様式に変更はあるのか。

受領委任状については委任者・受任者ともこれまでどおり押印をし、代表者職・氏名を記載してください。そのため、様式の変更はありません。

### 問4. 受領委任状はどんな場合に省略できるのか。

委任者と受任者の名称に同一法人もしくは団体に属する組織等が記載されている場合（例えば委任者がA社代表取締役で受任者がA社支店長、委任者がB自治会会長で受任者がB自治会会計といった場合）について省略できます。

### 問5. 請求書には押印や代表者職・氏名がなくても良いのに、なぜ受領委任状には必要なのか。

受領委任状は他の書類と違って、委任者の意向を明確に確認する方法が現在のところ押印以外の手段が少ないためです。

受領委任状に押印や代表者名を求めるのは書面の真正性を確保するためであり、これまでどおり押印や代表者職・氏名を求めることとしました。ただし、国および県の法令・条例・通知等により受領委任状への押印廃止が既に示されているものは除きます。

### 問6. 従来の神戸市標準様式（3点セット）は引き続き使用できるのか。使用できる場合、請求書の記載事項はどうなるのか。

見積書、納品書・履行届、請求書は業者様式によることが原則となりますが、必要事項が記載されていれば、従来の3点セットの様式で提出していただいて構いません。

押印は原則不要で、債権者が法人の場合は代表者職・氏名の記載は省略可です。

## 【請求書における押印等の見直しにかかるQ & A】

問7. 契約書等（市と債権者双方が記名、押印している書面をいう）に基づいて請求を行う債権（委託料・工事請負費等）においても、請求者の押印等は省略できるのか。

契約書等で、請求書に請求者の記名・押印を求めているもの以外の押印は不要、代表者職・氏名の記載は省略可です。

問8. 請求者が支店や営業所である場合、支店名や営業所名の請求書への記載は必要か。

必要ですので必ず記載してください。

問9. J V（共同企業体）の場合、請求書への記載はどうするのか。

J V（共同企業体）の名称を記載のうえ、J V（共同企業体）代表者（受任者）の法人名称を記載してください。契約書や覚書、協定書等に請求者や口座の指定があるものについてはそのとおりに記載してください。

問10. 請求書の押印は原則不要となるが、外国人の場合は署名（サイン）は必要か。

外国人の署名についても押印と同様、神戸市の受理日が令和3年4月1日以降のものについては原則不要となります。

## 【請求書における押印等の見直しにかかるQ & A】

【以下、債権者登録に関して】

**問 1 1. 登録債権者に住所や代表者等の変更があった場合、これまでどおり変更申請が必要か。**

登録債権者情報の管理は引き続き行っていますが、変更届出年月日が令和3年4月1日以降の分より使用印鑑及び代表者職・氏名の登録は不要となりましたので、住所・法人名称・氏名（法人でない場合）・電話番号・受取人項目・振込口座の変更があった場合のみ変更申請を行ってください。また、登録申請書は、従来の持参、郵送のほか、4月1日以降は電子メールでの送付も可能とします（HPにメールアドレス掲載予定）。

**問 1 2. 債権者登録情報から代表者の職・氏名を廃止するのはなぜか。**

令和3年4月1日以降に受理した請求書への代表者職・氏名の記載が省略可能となるのに伴う見直しです。

**問 1 3. 新規申請、変更申請、廃止申請含め、登録申請書には代表者職・氏名の記載は必要なのか。**

申請は、変更も含め代表者の意思で行っていただくものであるため、登録申請書には記載が必要です。なお、代表者については、登録法人名により判断してください。（例えば、A社B支店で登録している場合の代表者はB支店長となります。）

**問 1 4. 新規登録申請、変更申請時の添付書類は。**

新規申請時及び振込口座を変更する場合は、振込口座の「預金通帳の写し」又は金融機関の確認がなされた「振込口座確認書」などの口座確認書類の添付が必要となります。また申請内容によって「委任状」、「登記簿（履歴事項全部証明書）の写し」や「営業譲渡書」等が必要となります。それ以外の変更申請についての添付書類はありません。

**問 1 5. 委任状の取り扱いについて変更はあるのか。**

委任状についてはこれまでどおり押印と、代表者職・氏名の記載が必要です。請求書添付の受領委任状同様、委任者と受任者の名称に同一法人もしくは団体に属する組織等が入っている場合については委任状を省略できます。